

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 10 月 11 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1700195 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1700170 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 17 年 7 月 22 日の標準賞与額を 12 万 9,000 円に訂正することが必要である。

平成 17 年 7 月 22 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 7 月 22 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 53 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 7 月 22 日

請求期間において、私は、A 社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社における複数の同僚から提出された賞与支給明細書並びに同社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表及び B 健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）並びに同健康保険組合から提出された賞与異動一覧から判断すると、請求者は、平成 17 年 7 月 22 日に同社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A 社から提出された回答、賞与に係る支給一覧表、B 健康保険組合の被保険者標準賞与額決定通知書（事業所保存用）等により確認できる請求者の賞与額及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細

書により推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から、12万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時に、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出していない上、厚生年金保険料を納付していないことも認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1700177 号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第 1700020 号

第1 結論

昭和 59 年 4 月から同年 9 月までの請求期間、昭和 59 年 11 月から昭和 60 年 1 月までの請求期間及び平成 5 年 7 月から平成 6 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 59 年 11 月から昭和 60 年 1 月まで
③ 平成 5 年 7 月から平成 6 年 9 月まで

それぞれの請求期間について、私は、直前の働いていた会社を退職後、その都度、A 市役所(現在は、B 市役所)にて国民年金に加入して、保険料を納付していたと記憶している。

保険料を納付したことを見認める書類はなく、一緒に納付した者もいないが、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①、②及び③について、働いていた会社を退職したその都度、A 市役所で国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、請求者は、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付に関する具体的な陳述はなく、また、年金手帳、領収書など国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したことを見認める資料は所持していないことから、請求期間①、②及び③における国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、(1) 請求者の国民年金手帳記号番号「*」は、当該記号番号前後の任意加入了被保険者の資格取得時期から、昭和 53 年 1 月頃に払い出されたものと推認され、この頃に請求者は国民年金の加入手続を行ったと考えられ、当該記号番号に係る国民年金被保険者台帳及び A 市の国民年金被保険者名簿により、昭和 58 年 1 月 26 日付けで資格喪失したことが確認でき、これらはオンライン記録とも一致していること、(2) A 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、昭和 58 年 1 月 26 日以降、国民年金手帳記号番号「*」で国民年金被保険者の資格を取得した形跡は見当たらないこと、これらを踏まえると、請求期間①、②及び③は

国民年金の未加入期間であり、制度上、請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、社会保険オンラインシステムの記録による氏名検索等により調査したものの、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間①、②及び③について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1700159 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700169 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 45 年 7 月 1 日から昭和 46 年 2 月 12 日まで
② 昭和 46 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和 46 年 2 月 12 日になっているが、その前の請求期間①についても同社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されたと思う。また、請求期間②について、C県D市にあったB事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されたと思うが、同事業所に係る厚生年金保険被保険者記録がない。調査の上、請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社の同僚の陳述により、当該期間の一部において、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、E法務局F出張所は、A社は解散し、保存期限経過のため同社の商業登記簿はない回答しており、オンライン記録によると、同社の事業主は亡くなっている上、事業主の親族は、同社の労働者名簿、賃金台帳等の資料がない回答していることから、請求期間①に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 46 年 2 月 12 日(以下「新規適用日」という。)であり、上記のとおり同社の商業登記簿はなく、事業主も亡くなっていることから、新規適用日より前に同社が厚生年金保険に適用されていたことは確認できない。

なお、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、新規適用日に請求者を含む 13 人が被保険者資格を取得していることが確認でき、オンライン記録により、請求者を除く同

僚 12 人のうち複数の者が新規適用日の直前の期間について、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、上記 12 人のうち、生存かつ住所が判明した 5 人に照会し、3 人から回答を得たが、新規適用日より前の期間について、自身の給与から厚生年金保険料が控除されていたという回答は得られず、請求期間①に係る給与明細書等の資料も所持していないことから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について推認することができない。

請求期間②について、事業所名簿検索システム及びオンライン記録によると、B 事業所という厚生年金保険の適用事業所はない。

また、C 県行政書士会に照会したところ、請求期間②当時の会員名簿において、B 事業所は確認できなかった。

なお、請求者は、B 事業所は工務店の会計事務を受託し、土地の測量等も行っていた旨主張しているので、オンライン記録により、「G」という名称の税理士事務所、会計事務所、土地家屋調査士事務所及び司法書士事務所について調査したが、請求対象事業所と思われる事業所は見当たらなかった。

これらのことから、請求対象事業所を特定することができない上、請求者は事業主の名前を挙げているが、姓のみの記憶であるため事業主を特定することができないことから、請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業主に照会することができない。

さらに、請求者は、B 事業所の同僚の名前を挙げているが、姓のみの記憶であり、同僚を特定することができないことから、請求期間②における勤務実態等について、同僚に照会することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。